

安平町議会の個人情報の保護に関する条例（案）の概要等

1 条例制定の背景

令和3年5月に公布された「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）」により、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」が改正され、これまで団体ごとに規定されていた個人情報の取り扱いに関する規定が一本化され、令和5年4月1日からは新たな個人情報保護法（以下「改正法」という。）の規定が全国共通のルールとして、地方公共団体に適用されることとなりました。

ただし、地方公共団体の議会については、国会や裁判所が法による個人情報の取扱いに係る規律の対象となっていないこととの整合を図るため、一部の規定を除き改正法の適用対象外となるため、独自に個人情報保護制度を議会ごとに設けることが必要となったことから、「安平町議会の個人情報の保護に関する条例」を制定しようとするものです。

2 主な規定の内容

区 分	主 な 内 容
個人情報の取扱い	改正法第61条から第73条の規定に準じて個人情報の取り扱いを定めます。
保有個人情報	保有個人情報は、議会事務局の職員が職務上作成し又は取得した個人情報であって議会事務局の職員が組織的に利用するものとして議会が保有しているものとします。なお、議長を含む議員が職務上作成し、又は取得した個人情報は、保有個人情報から除外するものとします。
仮名加工情報及び匿名加工情報 (第15条、第16条)	仮名加工情報及び匿名加工情報は、議会が職務上作成することは想定しておりませんが、取得することは想定されるため取扱いの規定を設けています。 《補足》 ・仮名加工情報とは、個人情報を他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報を言います。 ・匿名加工情報は、個人情報の区分に応じて記述の一部を削除又は個人識別符号の全部を削除して個人を識別することができないようにした個人に関する情報であって、当該個人情報を復元して特定の個人を再識別できないようにしたものを言います。
個人情報ファイル (第17条)	改正法第74条及び第75条の規定に準じて個人情報ファイルについて定めます。

区 分	主 な 内 容
開示、訂正及び利用停止 (第 18 条～第 43 条)	改正法の規定に準じて、議会が保有する自己を本人とする個人情報の開示、訂正及び利用停止について定めます。
開示請求の手数料 (第 30 条)	現行の条例と同様に、開示請求をする際の手数料については無料とし、写しの交付（複写）の費用は請求者の負担としています。
審査会への諮問 (第 45 条、第 50 条)	開示決定、訂正決定、利用停止決定又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について、審査請求があったときは、安平町が設置する安平町情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならないこととします。 また、個人情報の適正な取り扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であるときには、安平町情報公開・個人情報保護審査会に諮問できることとします。
運用状況の公表 (第 51 条)	議長は年 1 回、条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとします。
罰則 (第 53 条～第 57 条)	改正法第 176 条から第 185 条の規定に準じて、議会事務局職員等に対する罰則を定めます。 過料の額については、改正法の規定では 10 万円以下とされていますが、地方自治法の規定により過料の上限が 5 万円となっているため 5 万円以下とします。 なお、議員は罰則の対象外となります

3 条例制定までのスケジュール

(1) パブリック・コメントの実施

期間：令和 5 年 1 月 20 日から令和 5 年 2 月 9 日まで（21 日間）

手段：町ホームページ及び広報笑顔（1/20 発行）において意見募集

(2) 意見集約、条例案の作成

期間：令和 5 年 2 月 10 日から令和 5 年 2 月 13 日（概ね 4 日程度）

(3) 安平町議会改革調査特別委員会

時期：令和 5 年 2 月中旬（意見提出結果と対応案）

(4) パブリック・コメントの結果及び対応状況公表

時期：令和 5 年 2 月下旬

手段：町ホームページ及びあびらチャンネル、総合庁舎議会事務局及総合支所
住民サービス課 住民サービスグループで閲覧公表

(5) 令和 5 年 3 月議会議案提出

(6) 令和 5 年 4 月 1 日施行予定、公布文及び条例全文を検察庁に送付。